

議案第 48 号

狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 3 項中「前 7 日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認める者については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 10 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国民健康保険税の減免の申請に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。